

自教労働者

東京自動車教習所労働組合機関紙

発 行 者

東京自動車教習所労働組合

〒110-0003東京都台東区根岸4-11-10

TEL03-3871-6470 Fax 03-3871-6473

E-mail tdu@toujikyoo.or.jp

URL <http://www.toujikyoo.or.jp>

八王子中央支部 第47回定期大会



成島新支部長

8月25日、八王子中央支部は第47回定期大会を盛大に開催しました。

本部より熊谷書記長と町田支部の服部支部長が来賓として参加し挨拶と方針案定期を行いました。

大会では、活動総括、決算報告、会計監査報告、運動方針案が満場一致で承認され、新執行部信任投票では新執行部全員が満票で信任されました。

活動総括では、これだけ多くの職場集会を開催した春闘は無かったとして、19春闘を仲間と団結して勝ちとった事をたたえて評価しました。具体的には、生涯賃金制度に伴う賃上げ部分を7,600円毎年均一にする要求は、会社が頑なに拒否してきたものの、背景を構えた深夜に及ぶ交渉で勝ちとったこと。継続雇用者の賃金は時給100円増、春闘前に要求を前進さ



閉会時の団結がんばろう！

せていた残業単価の計算式の分母を160.4hから159.3hに改訂したことにより、賃上げと別に毎月3,000円前後の収入増になることを振り返り奮闘をたたえました。

成島新支部長は、「重い任務を任せられることになり昨夜は1時間しか眠れなかった。仲間の皆さんと運動を作り上げ精一杯奮闘していく」と力強い挨拶がありました。

大会は成島新支部長の団結がんばろうで成功裏に閉幕しました。



大会前のひととき

新東京支部 第51回定期大会



支部長	吉澤	孝和
副支部長	西浦	俊太郎
書記長	桜澤	甲介
書記部長	大山	具保
教宣部長	田淵	恒彦



日通労組 第53回定期大会



※今年は改選無し

委員長	細川	一廣	(再)
副委員長	小林	太	(再)
書記長	会笠	信夫	(再)



とても危険な自民党改正草案

憲法改正は反対!

緊急事態条項

自民党が掲げた改憲4項目

- ① 9条への自衛隊の明記
- ② 緊急事態条項の創設
- ③ 参院選・合区解消
- ④ 教育の無償充実



●民主主義からヒトラーの独裁政治へ

1919年、ドイツは敗戦しワイマール共和国という体制になり、民主主義を取り入れたワイマール憲法が出来ました。しかし、緊急時に国民の基本的人権（表現の自由など）を制限できる「国家緊急権」の条項が定められました。

これを悪用したのが、「ナチス・ドイツ」です。ナチスは世界大恐慌の時、1932年に経済政策を唱え、議会第一党になりヒトラーが総理大臣に。その後選挙中に国会議事堂が放火されました。ナチスはこれを「共産党のテロ」と根拠もなく断定し、「国家緊急権」に基づいた大統領令を発動させました。

その後、国会審議を経ずに行政府がすべての法律を制定できる「全権委任法」が成立し、これにより国会は有名無実化。憲法に反する法律の制定すらも可能だったため、ヒトラーの独裁政治が始まり、ナチス以外の政党が禁止されるばかりか、出版、言論、結社の自由を含む個人の自由を奪い、さらには600万人以上のユダヤ人大虐殺が行われるなど、悲惨な政治が「緊急事態条項」という法律によって作り出されました。

●2016年トルコの「緊急事態宣言」

2016年7月、トルコのエルドアン大統領が、軍のクーデター未遂事件を理由に、緊急事態宣言を発令。1年間で累計約5万人を逮捕。軍人、警察官、公務員、教員、自治体の首長(解任)等、約15万人をクビにしました。

逮捕者のなかには、政権批判をする野党の国会議員や支持者らも含まれます。その後、ナチスと同様、言論の自由を停止、報道機関131社を閉鎖。政府への抗議活動を止めるため、インターネット上のTwitterやFacebook、YouTubeへのアクセスを遮断。EU加盟の際に廃止された死刑制度の復活についても、前向きな発言を繰り返しています。

自民党改憲草案【緊急事態・条文】

第九章 緊急事態

第98条 (緊急事態の宣言)

1 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃、内乱等による社会秩序の混乱、地震等による大規模な自然災害その他の法律で定める緊急事態において、特に必要があると認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、緊急事態の宣言を発することができる。

2 緊急事態の宣言は、法律の定めるところにより、事前又は事後に国会の承認を得なければならない。

3 内閣総理大臣は、前項の場合において不承認の議決があったとき、国会が緊急事態の宣言を解除すべき旨を議決したとき、又は事態の推移により当該宣言を継続する必要がないと認めるときは、法律の定めるところにより、閣議にかけて、当該宣言を速やかに解除しなければならない。また、百日を超えて緊急事態の宣言を継続しようとするときは、百日を超えるごとに、事前に国会の承認を得なければならない。

第99条 (緊急事態の宣言の効果)

1 緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができるほか、内閣総理大臣は財政上必要な支出その他の処分を行い、地方自治体の長に対して必要な指示をすることができる。

2 前項の政令の制定及び処分については、法律の定めるところにより、事後に国会の承認を得なければならない。

3 緊急事態の宣言が発せられた場合には、何人も、法律の定めるところにより、当該宣言に係る事態において国民の生命、身体及び財産を守るために行われる措置に関して発せられる国その他公の機関の指示に従わなければならない。この場合においても、第十四条、第十八条、第十九条、第二十一条その他の基本的人権に関する規定は、最大限に尊重されなければならない。

4 緊急事態の宣言が発せられた場合においては、法律の定めるところにより、その宣言が効力を有する期間、衆議院は解散されないものとし、両議院の議員の任期及びその選挙期日の特例を設けることができる。

武力攻撃や地震など緊急性が高い時と考えられますが、「等」が入っていることから、結局どんなときも「緊急事態」と宣言できます。

国会の承認が必要ですが、事後でもいいことになっています。

百日を超えるごとに国会の承認となっていますが、政権与党が過半数の議席があれば、事実上無期限になります。

閣議決定された政令が法律になり、国会が形骸化。国民主権はもとより事実上憲法が停止されることとなります。

財政上の支出も自由になり、内閣が独裁状態に。

国民の自由は奪われ、内閣の指示に従わなくてはなりません。基本的人権は無視されることになります。

いつまでも議員でいることが出来て、半永久的に政権を維持できることになります。